

2023年合格目標 司法書士講座

総合力底上げ答練

第1回

問題

注 意

- (1) 問題冊子に挟み込まれている答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、「答練番号」、「誕生月日」、「実施試験」、「回数」、「会員番号」、「受験日」、「受験地（校舎名、又は通信）」及び「氏名」を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に答練番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、3時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題（第1問から第35問まで）と記述式問題（第36問及び第37問）から成り、配点は、多肢択一式が105点満点、記述式が70点満点です。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、マーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。
- (5) 解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、マークし直してください。答案用紙への記入に当たっては、**鉛筆（B又はHB）**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (6) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への解答の記入に当たっては、黒インクの**万年筆**又は**ボールペン**（ただし、インクが消せるものを除きます。）を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の筆記具（鉛筆等）によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の氏名、受験地、答練番号、会員番号欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。
また、答案用紙の筆記可能線（答案用紙の外枠の二重線）を越えて筆記をした場合は、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。
- (7) 答案用紙に氏名、受験地、答練番号及び会員番号を記入しなかった場合は、採点されません（試験時間終了後、これらを記入することは、認められません）。
- (8) 答案用紙は、汚さないでください。また、書損じをしても、補充しません。
- (9) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (10) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (11) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (12) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

TAC



243-5611-1001-11

第1問 人権は、(a) その行使を妨げる国家の行為の排除を要求できるという自由権としての性格を有する場合と、(b) 国家に対し一定の作為を要求できるという国務請求権ないし社会権としての性格を有する場合とがある。次のアからオまでの記述のうち、下線部分の語句が(b)の性格を有するものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 憲法第25条が規定する、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を現実の立法として具体化するに当たり、障害福祉年金と児童扶養手当との併給を禁止する規定を設けても、生存権の保障に反しない。

イ 国家機関である文部科学省による教科書検定を経た教科書を、普通教育の場で、教師に使用させることは、教師の教育の自由を侵害するものとはいえない。

ウ 国が、労働者の行った正当な争議行為に対して不法行為責任を負わせることは、労働者の労働基本権の保障に反する。

エ 国民は、知る権利を具体化した情報公開法等に基づき、政府機関の保有する情報の公開を請求することができる。

オ 刑事事件の被告人に対して、裁判所以外の機関によって裁判を行い、刑罰を科すことは、被告人の裁判を受ける権利を侵害する。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第2問 思想及び良心の自由に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 裁判所が、国政選挙において別の候補者の名誉を毀損した者に対して、判決により「放送及記事は真相に相違しており、貴下の名誉を傷つけ御迷惑をおかけいたしました。ここに陳謝の意を表します。」との内容の謝罪広告を命じたとしても、本人の意思に反して倫理的な意思の公表を強制するものではないため、本人の思想及び良心の自由を侵害するとまではいえず、許される。

イ 企業者が、労働者の採否決定に当たり労働者の思想及び信条を調査し、これに関連する事項につき申告を求めたうえ、労働者が特定の思想及び信条を有することを理由として雇入れを拒んだとしても、労働者の思想及び良心の自由を侵害するとまではいえず、許される。

ウ 教育委員会の教育長の通達により、教職員に対して勤務評定書に自己観察の結果を表示させることは、当該教職員の思想及び良心の自由を侵害するものであり、許されない。

エ 破壊活動防止法における、犯罪のせん動をすることを処罰する規定は、外形に現われた客観的な行為のみならず行為の基礎となった思想及び信条を処罰するものであるが、犯罪のせん動をすることにより個人の生命及び身体に重大な侵害を及ぼすことを防止するためのものであることから、許される。

オ 最高裁判所裁判官の国民審査における投票において、罷免をする方が良いか悪いか分からない者が投じた白票について、罷免を可とするものでないとの効果を発生させることは、投票者の意思に反するものであり、許されない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第3問 内閣に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに外交関係を処理し、行政各部を指揮監督することをその権限としている。

イ 内閣は、行政権の行使について、国会に対して連帯して責任を負うが、特定の国務大臣が、個人的理由に基づき、単独の責任を負うことは否定されない。

ウ 内閣総理大臣、及び国務大臣の過半数は、いずれも文民であることを要する。

エ 内閣は、衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、総辞職をしなければならないが、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う。

オ 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とするが、この署名及び連署を欠いたとしても、当該法律及び政令の効力は否定されない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

以下の試験問題については、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用は考慮しないものとして、解答してください。

また、第4問から第23問までの試験問題については、商法の適用は考慮しないものとして、解答してください。

第4問 意思表示に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 意思表示の相手方が、正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなされる。

イ Aが、自己所有の甲土地を真意では売却するつもりがなかったのにBに売り渡す旨の契約を締結し、Bがその意思表示がAの真意ではないことを知っていた場合、Bが当該売買契約の締結後さらにAの意思表示が真意でないことにつき善意であるCに甲土地を売り渡したときでも、Aは、Cに対して当該売買契約の無効を主張することができる。

ウ Aが、自己所有の甲土地をBに売り渡す意思表示をした場合において、Aが、Bの詐欺を理由として、Bに対し、当該意思表示を取り消す旨の通知を発したが、その通知がBに到達する前にAが意思能力を喪失したときは、Bが、当該通知の到達の前にAの意思能力の喪失の事実を知ったとしても、当該取消しの意思表示の効力は失われない。

エ 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から1か月を経過したときに、相手方に到達したものとみなされる。

オ 第1順位の抵当権者であるAが、第3順位の抵当権者Bの詐欺によって自己の抵当権を放棄する旨の意思表示をした場合、Aは、第2順位の抵当権者であって、詐欺の事実につき善意でかつ過失がないCに対して、当該放棄の意思表示の取消しを主張することができない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第5問 Aは、Bの代理人としてCの所有する甲絵画をCから買い受ける旨の契約（以下、「本件売買契約」という。）を締結した。この場合に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aが本件売買契約に係る売買契約書の買主署名欄にBの氏名のみを記載し、自己の

氏名を記載しなかった場合において、当該契約書にBの氏名だけを記載することをBが許諾しており、CもBと契約する意思を有していたときであっても、Aがした意思表示は、Bに対してその効力を生じない。

イ Bが本件売買契約の締結をAに委託した場合において、AがCから甲絵画の引渡しを受けたが、Cが甲絵画について無権利者であったときは、Bが甲絵画を即時取得するには、Cが無権利者であることにつきA及びBが善意無過失であることを要する。

ウ 本件売買契約が、AとCとの通謀虚偽表示に基づくものであった場合において、Bがそのことを知らなかったときは、Cは、Bに対して、その行為について無効の主張をすることができない。

エ Aの意思表示がCの詐欺によるものであったときは、Bは、Aによる意思表示を取り消すことができない。

オ AがBのためにすることを示さないでCと本件売買契約を締結した場合、本件売買契約がBのためにされていることをCが知り、又は知ることができたときは、本件売買契約は、BとCの間において直接にその効力を生ずる。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第6問 消滅時効に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 被保佐人が保佐人の同意を得ることなく債務の承認をした場合、当該債務の消滅時効は更新されない。

イ 債権者が債務者に対して支払督促の申立てをした場合、その支払督促に係る手続が終了するまでの間は、その債権についての消滅時効は完成しない。

ウ 貸金債権を有する者が死亡した場合、その相続人が確定した時から6か月を経過するまでの間は、その債権についての消滅時効は完成しない。

エ 債権について消滅時効が完成した後に債務者が債権者に対してその債権の存在を承認した場合であっても、債務者は、時効の完成を知らなかったときは、その債権について消滅時効を援用することができる。

オ Aは、金100万円をBに贈与する旨の贈与契約をBと締結し、その履行期日をAの父であるCが死亡した日と定めた場合、BのAに対する当該金100万円の給付請求権についての消滅時効は、AがCの死亡を知った時から開始する。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第7問 次のアからオまでの記述のうち、「この原則」が、公示の原則のみを意味しているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 「この原則」は、公示内容に対応する権利状態が存在するであろうという積極的な信頼を保護するものである。

イ 「この原則」は、物権取引の安全を図るためのものである。

ウ わが国の民法においては、物権変動につき対抗要件主義が採用されているが、「この原則」を実現させるための唯一の方法ではない。

エ 「この原則」が採用されることによって、真の権利者の権利が犠牲になることがある。

オ 「この原則」では、不動産について登記が実体関係に合致しない一定の事例において、完全には取引の安全を図れないことから、判例は、虚偽の外観に対する信頼を保護する民法第94条2項を類推適用して、第三者の保護すなわち取引の安全を図っている。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第8問 不動産物権変動と登記に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A所有の甲土地の所有権について、Bの取得時効が完成した後にAが死亡したため、Aの相続人Cが甲土地を単独で相続し、AからCへの所有権の移転の登記がされた。この場合、BはCに対し、時効により甲土地の所有権を取得したことを対抗することができる。

イ A及びBは、Xから甲土地を買い受け、AB間において5年間甲土地を分割しない旨の特約をしたが、その旨の登記はされなかったところ、その後、Bが自己の持分をCに売却し、BからCへの持分の移転の登記がされた。この場合、AはCに対し、当該共有物不分割特約を対抗することができる。

ウ 甲土地及び甲土地上の未登記の乙建物の所有者Aは、BのAに対する債権を担保するために、甲土地を目的として抵当権を設定し、その旨の登記がされた。その後、Bが抵当権を実行し、甲土地がCに買い受けられ、さらにCが甲土地をDに売り渡し、AからC、CからDへの所有権の移転の登記がされた。この場合、AはC及びDに対し、乙建物のための法定地上権を対抗することができない。

エ Aは、B所有の甲土地を賃借したが、その旨の登記がされないまま、甲土地上に乙建物を建て、Aの子C名義の保存登記がされたところ、その後、Bが甲土地をDに

売り渡し、その旨の登記がされた。この場合、AはDに対し、甲土地の借地権を対抗することができない。

オ Aは、自己の所有する甲土地のためのBが所有する乙土地に対する通行地役権を時効によって取得したが、その旨の登記がされないでいたところ、その後、Cが乙土地をBから買い受け、BからCへの所有権の移転の登記がされた。この場合、AはCに対し、時効により地役権を取得したことを対抗することができない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第9問 即時取得に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、数日前に自己所有の帽子を紛失したところ、友人B宅を訪問した際、その帽子と同じ型の帽子があったため、自分の帽子と信じて持ち帰ったが、その帽子はBのものであった場合、Aは、当該帽子を即時取得することができる。

イ Aは、B名義に登録されていた自動車が無断で廃棄され、その登録が抹消された後に、当該自動車を自己所有の自動車と偽って、善意無過失のCに売却し、現実に引き渡した。この場合、Cは、当該自動車を即時取得することができる。

ウ Aは、BからB所有の時計を借りて、Cに保管させていたが、当該時計を自己所有の時計と偽って、善意無過失のDに売却し、AはCに対して、以後Dのために当該時計を占有することを命じ、Dがそれを承諾した場合、Dは、当該時計を即時取得することができる。

エ Aは、友人Bが趣味で集めた古銭を預かり保管していたが、自己所有の古銭として善意無過失のCに売却して現実に引き渡した場合、Cは当該古銭を即時取得することができる。

オ Aは、何ら権限なくB所有の壺を占有していたところ、Cに対する債務を担保するために当該壺に質権を設定し、善意無過失のCに現実に当該壺を引き渡した場合、Cは、即時取得により当該壺の質権を取得することができない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第10問 添付に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。

- 1 A所有の甲建物を、賃借人BがAの承諾を得て増築を行った場合は、増築部分が甲建物の構成部分となっているか否かにかかわらず、Bが増築部分の所有権を取得する。
- 2 A所有の甲土地に、Bが無断で種をまき生育し苗木となった場合、AはBに対して、当該苗木の抜去を請求することができる。
- 3 A所有の主たる甲動産とB所有の従たる乙動産とが付合して、損傷しなければ分離することができない丙動産となった場合でも、乙動産上に設定されていたCの質権は消滅しない。
- 4 A所有の建築途中の未だ独立の不動産の至らない建造物（甲建前）に、Bが材料を提供して工事を施すことによって乙建物を完成させた場合、Bが提供した材料の価格及び工作によって生じた価格が甲建前の価格に比べて著しく超えるときに限り、Bが乙建物の所有権を取得する。
- 5 互いに主従の区別をすることができないA所有の甲液体とB所有の乙液体とが誤って混和され識別することができなくなった場合、各液体の所有者たるA及びBはその混和の時における価格の割合に応じて混和物を共有する。

第11問 地上権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、当該地上権は、特に指定されているもの以外には建物所有を目的とするものではなく、特別の慣習もないものとする。

ア 竹木の所有を目的とする地上権が消滅したため、土地の所有者が時価相当額を支払って、竹木を買い取る旨を地上権者に通知した場合でも、地上権者は、正当な理由あれば、竹木を伐採することができる。

イ 土地の利用が地上権の行使の意思に基づくものであることが客観的に表現されている場合でも、土地の利用が断続的に利用されているにすぎないときは、地上権を時効によって取得することができない。

ウ 地上権の譲渡を禁止する旨の定めがある地上権が設定されている場合でも、地上権者が地上権を第三者に譲渡したときは、第三者は地上権を取得することができる。

エ 地上権の目的である甲土地とその隣地である乙土地との境界線上に地上権設定後に設けられたブロック塀は、甲土地の所有者と乙土地の所有者の共有であると推定される。

オ 地上権者がその土地の上に有する建物を第三者に賃貸していた場合において、土地所有者と地上権者が地上権を合意により消滅させたときは、所有者は、建物の賃借人に対し地上権が消滅したことを主張することができる。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第12問 留置権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア AがBに対し自転車の修理を依頼し、当該自転車を引き渡した場合であっても、当該自転車がCからAに賃貸されたものであるときは、Bは、その修理代金請求権に基づき、当該自転車について留置権を主張することはできない。

イ AがB所有の建物をBから買い受けたが、売買代金を支払わないまま当該建物をCに譲渡した場合、Bは、Cからの建物明渡請求に対し、Aに対する未払代金債権に基づき、当該建物について留置権を主張することはできない。

ウ 建物の賃借人が、賃貸人の同意を得て建物に造作を付加した場合、当該賃借人は、賃貸借の終了による賃貸人からの建物の明渡請求に対し、その造作の買取請求権の行使による買取代金債権に基づいて、当該建物につき留置権を主張することはできない。

エ 建物について支出した必要費の償還請求権に基づいて当該建物を留置している留置権者が、その建物のために更に必要費を支出した場合、後に生じた必要費の償還請求権のために、当該建物について留置権を主張することができる。

オ 他人の所有する土地の売買における買主は、その土地の所有者からの返還請求に対し、売主に対する履行不能による損害賠償請求権に基づいて、当該土地につき留置権を主張することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第13問 動産質に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 動産を目的として質権を設定する契約がされ、債権者に対して占有改定の方法により当該動産の引渡しが行われたときは、質権は、成立しない。

イ 質権者が、その権利の存続期間内において、設定者の承諾を得ることなく、質物である動産について転質をした場合において、損失が生じたときは、質権者は、それが不可抗力によるものであっても、その責任を負う。

ウ 質権者が、第三者に質権の目的である動産の占有を奪われた場合、質権者は、当該第三者に対し、質権に基づいて当該動産の返還を請求することができる。

エ 動産を目的とした質権者は、被担保債権の弁済を受けないときは、正当な理由がある場合に限り、鑑定人の評価に従い質権の目的である動産をもって直ちに弁済に充てることを裁判所に請求することができる。

オ 一定の範囲に属する不特定の債権を担保するために、債務者の所有する動産を目的

として質権を設定することはできない。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第14問 法定地上権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし法定地上権が成立しないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。なお、乙建物は甲土地上にあるものとする。

ア 甲土地を所有するAは、Bの所有する乙建物をBから買い受けたが、その所有権の移転の登記をする前に、甲土地にXのために抵当権を設定した。その後、Xの抵当権の実行によってKが甲土地を買い受けた。

イ 甲土地及び乙建物を所有するAは、甲土地にXのために抵当権を設定した。その後、一般債権者Yの強制競売の申立てによってKが甲土地を買い受けた。

ウ Xは、更地としての評価に基づいて甲土地上に抵当権の設定を受けると同時に、設定者Aが将来甲土地上に乙建物を建築する旨を承諾していた。その後、甲土地上に乙建物が建築され、Xの抵当権の実行によってKが甲土地を買い受けた。

エ Aがその所有する甲土地及び乙建物にXのために共同抵当権を設定した後、乙建物を取り壊し、甲土地上に丙建物を建築した。その後、Xの抵当権の実行によってKが甲土地を買い受けた。

オ 甲土地を単独で所有し、また、乙建物をBと共有しているAは、Xのために甲土地に抵当権を設定した。その後、Xの抵当権の実行によってKが甲土地を買い受けた。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第15問 根抵当権に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 元本の確定前に根抵当権の被担保債権の範囲に属する債権の全部が第三者に譲渡された場合、その譲受人は、譲り受けた債権について根抵当権を行使することができる。

イ 元本の確定すべき期日の定めがない場合において、根抵当権の設定の時から3年を経過したときは、根抵当権設定者は、根抵当権の担保すべき元本の確定を請求することができる。

ウ 根抵当権者と根抵当権設定者が元本の確定前に根抵当権の担保すべき債権の範囲を変更するときは、後順位の抵当権者の承諾を得なければならないが、根抵当権の担保すべき元本の確定すべき期日を変更するときは、後順位の抵当権者の承諾を得ることを要しない。

エ 根抵当権の債務者の変更について、元本の確定前に登記をしなかったときは、その変更をしなかったものとみなされる。

オ 元本の確定後に根抵当権の設定者である債務者について債務者の交替による更改があった場合、債権者は、更改前の債務の目的の限度において、当該根抵当権を新債務に移すことができる。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第16問 利息に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 金銭消費貸借契約の借主が元本と利息についての支払を遅滞した場合であっても、利息について当然には遅延損害金は発生しない。
- イ 金銭消費貸借契約の貸主は、既に弁済期に達して具体的に発生した利息債権を、元本債権と切り離して第三者に譲渡することができる。
- ウ 当事者間において、弁済期の到来した利息を直ちに元本に組み入れる旨の特約をした場合、その利率が利息制限法所定の利率の範囲内であっても当該特約は無効である。
- エ 金銭消費貸借契約の借主は、弁済期到来前であっても、元本に弁済期までの利息を加えた金額を提供することにより、期限の利益を放棄して弁済することができる。
- オ 金銭消費貸借契約の当事者間において利息を付す旨の合意がされたが、利率の定めがされていない場合、債権者は、利息を請求することができない。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第17問 保証に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものは、どれか。

- 1 保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。
- 2 主たる債務者が委託を受けた保証人にあらかじめ通知をしないで債権者に弁済した場合、その後に当該保証人に通知をしたときでも、主たる債務者は、その弁済を当該保証人に対抗することができない。
- 3 特定物の売買契約において、売主の債務不履行により契約が解除された場合に、当該売主の保証人は、特に反対の意思表示のない限り、原状回復義務についてもその責任を負う。
- 4 保証契約の締結後に、債権者と主債務者が主債務の弁済期を早める合意をしたときでも、保証債務の履行期は変更されることはない。
- 5 債権者が保証人に債務の履行を請求した場合、保証人が主たる債務者に強制執行が容易な財産があることを証明したときは、その財産に債権全額の弁済をするだけの価値がなくても、保証人は、債権者の履行の請求に対して検索の抗弁権を行使することができる。

第18問 契約の成立に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 契約は、申込みに対して相手方が承諾をし、その承諾が申込者に到達したときに成立する。
- 2 承諾者が申込みに条件を付してこれを承諾したときは、その承諾の意思表示が相手方に到達したときに、契約が成立する。
- 3 Aが、Bに対し、B所有の甲土地を1000万円で買い受ける旨の申込みの通知を発した後に死亡した場合において、Bがそれを知りながら承諾の通知を発したときは、A B間に売買契約は成立しない。
- 4 Aが承諾期間を定めてした契約の申込みに対して、Bの承諾の通知が承諾期間経過後にAに到達した場合、Aは、Bの遅延した承諾を新たな申込みとみなして、これに承諾することにより、A B間の売買契約を成立させることができる。
- 5 申込者が承諾者に直接会って承諾期間の定めのない契約の申込みをした場合、申込者は、承諾者との対話が継続している間は、いつでも申込みを撤回することができる。

第19問 委任契約に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。
- イ 委任契約において受任者が委任事務の処理のため過失なく損害を被った場合でも、そのことにつき委任者に過失がないときは、受任者は、委任者に対して損害の賠償を請求することができない。
- ウ 委任契約が受任者の利益をも目的とするものであるときは、委任者は、やむを得ない事由があるときでなければ、当該委任契約を解除することができない。
- エ 受任者が委任事務の処理をするにあたって取得した金銭を自己のために消費した場合、受任者は、取得した金銭に加えて、消費した日以後の利息及び損害があるときはその損害を賠償しなければならない。
- オ 委任事務を処理するにあたって費用を必要とする場合、受任者は、委任契約が有償である場合には委任者に対してその費用の前払いを請求することができるが、委任契約が無償である場合には委任者に対してその費用の前払いを請求することができない。
- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第20問 婚姻の成立要件に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 当事者間において、婚姻の届出自体に意思の合致があったとしても、真に夫婦関係の設定を欲する効果意思がなく、単に子に嫡出子としての地位を得させるための便法として婚姻届を提出した場合、当該婚姻は、その効力を生じない。

イ 男性と女性が婚姻意思をもって婚姻届書を作成し、第三者に婚姻届を委託したところ、届出受理当時、男性が事故により意識不明となり、その後、死亡したときは、当該婚姻は、無効となる。

ウ 内縁関係にある男女の一方が、他方に無断で婚姻の届出をした場合、他方が届出を知った後に婚姻共同生活を継続したときには、当該婚姻は届出時にさかのぼって効力を生ずる。

エ 女性には嫡出でない27歳の女子がいるところ、女性が男性と婚姻したが、その後に離婚した場合、当該女子と当該男性は、婚姻をすることができない。

オ すでに婚姻している男性が、更に他の女性と婚姻の届出をし、これが受理された場合、当該婚姻は無効である。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第21問 扶養に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。

- 1 法律上の親族関係がないときでも事実上の親子関係がある場合は、家庭裁判所は、特別な事情があるとして、互いに扶養の義務を負わせることができる。
- 2 親が養子となっている場合、その養子の子は養親に対して、扶養の義務を負うことはない。
- 3 要扶養者は、将来の扶養請求権を放棄することはできないが、既に弁済期が到来した扶養料請求権については、これを放棄することができる。
- 4 被相続人からの請求により相続人の廃除の審判を受けた子は、被相続人に対して、その時点から扶養の義務を免れる。
- 5 配偶者の一方が死亡した場合、生存配偶者は死亡した配偶者の実親に対して、当然に扶養の義務を免れる。

第22問 相続人に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア Aには妻B及び弟Cがおり、Cには実子Dが、Dには実子Eがいる場合において、C及びDが順に死亡した後に、Aが死亡したときは、Aの相続人はB及びEとなる。
- イ Aには実子B及びCがおり、Bには実子Dがいる場合において、Aが死亡し、Bがその相続を放棄したときは、Aの相続人はC及びDとなる。
- ウ AB夫婦の間に実子C及びDがいる場合において、CがBを虐待したとして推定相続人の廃除の審判を受けた後に、Aが死亡したときは、Aの相続人はB、C及びDとなる。
- エ Aには実子B及び養子Cがおり、Cには養子縁組前に生まれた実子Dがいる場合において、CがAを故意に殺害しようとして殺人未遂罪について刑に処せられた後に、Aが死亡したときは、Aの相続人はB及びDとなる。
- オ Aには実子B及びCがおり、Bには実子Dがいる場合において、A及びBが死亡したが、そのうちのどちらが先に死亡したかが明らかでないときは、Aの相続人はC及びDとなる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第23問 遺言の撤回に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア Aが、甲土地をBに遺贈する旨の遺言をした後、Cのために甲土地に抵当権を設定した場合、当該遺言の全部を撤回したものとみなされる。
- イ Aが、乙建物をBに遺贈する旨の遺言をした後、Aの失火により乙建物が焼失してしまった場合、当該遺言を撤回したものとみなされない。
- ウ Aが作成した遺言書に遺言を撤回しない旨の意思表示が記載されていた場合、Aは当該遺言を撤回することができない。
- エ Aが、甲土地をBに遺贈する旨の遺言をした後、甲土地をCに売却した場合でも、当該売却がCによる詐欺に基づくものであることを理由に取り消されたときは、当該遺言は効力を有する。
- オ Aが公正証書の方式により遺言をした場合、その後、Aは自筆証書の方式による遺言により、前の遺言を撤回することはできない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第24問 故意に関する次の記述の（ア）から（オ）の括弧内に下記の語句群の中から適切なものを選んだ場合、正しい文章となるものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

「故意犯が成立するためには、主観的要件として故意が必要である。故意とは、犯罪の事実の存在又は発生を認識・予見することをいい、故意の種類として、（ア）と（イ）に区別することができる。（イ）は、さらに、概括的故意、択一的故意、未必的故意に区別される。そして、概括的故意の例としては（ウ）が、択一的故意の例としては（エ）が、未必的故意の例としては（オ）を挙げることができる。」

〔語句群〕

- ① 不確定的故意
- ② 確定的故意
- ③ Aが、Bの頭上のリンゴを矢で射ようとした際、体に当たり負傷をさせるかもしれないが、アーチェリーの腕前には自信があるので当たることはないと思って矢を放ったところ、Bの体に当たり負傷させた場合
- ④ Aが、自動車で通行人の傍らを全速力で通過しようとした際、通行人をはねるかもしれないが、急いでいるのだからそれもやむをえないと思っていたところ、通行人をはねて負傷させた場合
- ⑤ Aが、BCDのいずれか1人に命中させることを意図してピストルを発砲したところ、Cに当たり死亡させた場合
- ⑥ Aが、群衆の中の誰かを殺害する意思で群衆に向けて爆弾を投げ、群衆の中の人を死傷させた場合

- | | | | |
|---|----|----|----|
| 1 | ア① | ウ⑥ | エ④ |
| 2 | ア② | エ⑤ | オ③ |
| 3 | イ① | ウ⑤ | エ⑥ |
| 4 | イ① | ウ⑥ | オ④ |
| 5 | イ② | エ⑥ | オ③ |

第25問 人の生命・身体に対する罪に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、早産で発育の見込みがない嬰兒Bの将来を悲観し、首を絞めて殺した。この場合、Aには殺人罪が成立する。

イ Aは、B女が別れ話に応じないので、追死の意思がないにもかかわらず、心中しようを持ち掛けたところ、B女が死ぬことを承諾したので、首を絞めて殺害した。この場合、Aには同意殺人罪が成立する。

ウ Aは、B女を強制性交した後、自己の犯罪が発覚するのを恐れて、B女を死亡させた。この場合、Aには強制性交等致死罪が成立する。

エ Aは、Bに対して精神的なストレスを与えて、精神に障害を与える目的で約1か月にわたり連日早朝から深夜まで2時間おきに無言電話をかけ続けたため、Bはうつ病を発症した。この場合、Aには傷害罪が成立する。

オ Aは、Bを自宅の2階室内に監禁したが、BはAが外出中に窓から飛び降り、着地した際の衝撃で両脚を骨折した。この場合、Aには監禁致傷罪が成立する。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第26問 国家的法益に対する罪に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、Bに刑事処分を受けさせる目的で、Bが強盗犯人である旨の虚偽の告訴をしたところ、実際にBは強盗犯人であった。この場合、Aには虚偽告訴罪は成立しない。

イ Aは、Bが窃盗罪を犯した者であることを知りながら自宅にかくまったが、Bの犯罪行為が捜査機関に発覚しなかったため捜査は開始されなかった。この場合、Aには犯人蔵匿罪は成立しない。

ウ 市長に立候補したAは、将来担当する予定の職務に関し、Bから請託を受け、賄賂を収受したが、選挙の結果、Aは市長になることができなかった。この場合、Aには事前収賄罪は成立しない。

エ Aは、職務執行中の警察官に向かって手に持っていた角材を投げつけたが、その角材は警察官の顔面の直近をかすめたのみで命中しなかった。この場合、Aには公務執行妨害罪は成立しない。

オ Aは、拳銃を不法に所持していたが、警察の手が自宅に及び逮捕される危険を感じたので、拳銃を自宅から持ち出して近くの川に捨てた。この場合、Aには証拠隠滅罪が成立する。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第27問から第34問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。

第27問 株式会社の設立に際して発起人が作成する定款の変態設立事項に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 株式会社の設立の登記の登録免許税は、定款に記載し、又は記録しなくても、株式会社に負担させることができる。

イ 定款に、株式会社の設立により発起人が受ける報酬に関する定めがない場合には、発起人は、その議決権の過半数をもって、当該定めを決定することができる。

ウ 募集設立においては、創立総会の決議によっても、現物出資に関する事項を追加する定款の変更をすることができない。

エ 現物出資の目的である財産が不動産である場合において、当該不動産について税理士が不動産鑑定士の鑑定評価に基づいて定款に定められた価額が相当である旨の証明をしたときは、発起人は、裁判所に対し、当該現物出資に関する事項を調査させるための検査役の選任の申立てをすることを要しない。

オ 発起人以外の者を財産引受けの譲渡人として定款に記載し、又は記録することはできない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第28問 異なる種類の株式に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 会社法上の公開会社でない指名委員会等設置会社は、ある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役を選任することについて異なる定めをした内容の異なる2以上の種類の株式を発行することができるが、会社法上の公開会社でない監査等委員会設置会社は、当該定めをした内容の異なる2以上の種類の株式を発行することができない。

イ 会社法上の公開会社である種類株式発行会社は、株主総会において決議すべき事項の一部について、当該決議のほか、種類株主総会の決議があることを必要とすることを内容とする種類の株式を発行することはできるが、取締役会において決議すべき事項の一部について、当該決議のほか、種類株主総会の決議があることを必要とすることを内容とする種類の株式を発行することはできない。

ウ 会社法上の公開会社である種類株式発行会社は、株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式の数が、発行済株式の総数の2分の1を超えるに至ったときは、直ちに、当該種類の株式の数を発行済株式の総数の2分の1以下にするための必要な措置をとらなければならない。

エ 株式会社は、ある種類の株式について、株主総会における議決権の一切を与えない旨を定款で定めることはできるが、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会における議決権の一切を与えない旨を定款で定めることはできない。

オ 会社法上の公開会社でない株式会社が剰余金の配当を受ける権利について株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めた場合には、その旨の登記をしなければならない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第29問 株式と新株予約権との異同に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 株主名簿管理人を置く株式会社は、株主名簿も、新株予約権原簿も、当該株式会社の本店に備え置くことを要しない。

イ 株式の発行に際して株主となる者が当該株式と引換えに金銭の払込みをした場合も、募集新株予約権の発行に際して新株予約権者が当該新株予約権と引換えに金銭の払込みをした場合も、株式会社の資本金の額は増加する。

ウ 株式会社は、自己株式についても、自己新株予約権についても、相当の時期に処分しなければならない。

エ 自己株式の処分の無効は訴えによらなければ主張することができないが、自己新株予約権の処分の無効は訴えによらずに主張することができる。

オ 取得条項付株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、当該取得条項付株式の内容は、定款で定めなければならないが、取得条項付新株予約権を引き受ける者の募集をする場合にあっては、当該取得条項付新株予約権の内容は、定款で定めることを要しない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第30問 株主総会に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。なお、株主総会において議決権を行使できない株主はいないものとする。

ア 株式会社は、株主総会において議決権を行使する株主の代理人の資格を当該株式会社の株主に制限する旨を定款で定めることができる。

イ 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社の株主総会において、株主が議決権を統一しないで行使する場合には、当該株主は、株式会社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知することを要しない。

ウ 株主総会の招集に際して株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとする旨を定めた場合には、株主全員が事前に同意したときであっても、招集の手続を経ることなく株主総会を開催することはできない。

エ 会社法上の公開会社において、総株主の議決権の100分の3以上の議決権又は300個以上の議決権を有する株主は、6か月前から引き続き株式を有していない場合であっても、取締役に対し、株主総会の招集を請求することができる。

オ 株式会社は、株主総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該株主総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができるが、当該株式会社の株主は、裁判所に対し、当該申立てをすることはできない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第31問 監査等委員会設置会社に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定しなければならない。

イ 監査等委員である取締役が4人いる場合にあっては、そのうちの3人は、社外取締役でなければならない。

ウ 監査等委員である取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであるが、監査等委員以外の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。

エ 監査等委員会は、監査等委員である取締役の選任・解任・辞任及び報酬等についての監査等委員会の意見の決定を行う。

オ 監査等委員会設置会社は、会計監査人を置かなければならない。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第32問 合名会社及び合資会社に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 合名会社においても、合資会社においても、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない、作成したときから10年間これを保存しなければならない。

イ 合名会社の社員についても、合資会社の社員についても、その全員の氏名又は名称及び住所を定款に記載しなければならないが、当該持分会社を代表する社員がいる場合は、その全員の氏名又は名称及び住所を登記することを要しない。

ウ 合名会社の成立後に加入した社員、及び合資会社の成立後に加入した無限責任社員は、その加入前に生じた持分会社の債務については、当該持分会社の財産をもってその債務を完済することができない場合であっても、当該債務を弁済する責任を負わない。

エ 設立しようとする持分会社が合名会社及び合資会社である場合において、合資会社の有限責任社員になろうとする者は、定款の作成後、設立の登記をする時までに出資の履行をしなければならないが、合名会社の社員及び合資会社の無限責任社員になろうとする者は、定款の作成後、設立の登記をする時までに出資の履行をすることを要しない。

オ 合名会社においても、合資会社においても、損失の填補のために、その資本金の額を減少することができる。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第33問 社債に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。なお、無記名社債については考慮しないものとする。

ア 募集社債の社債権者は、募集社債と引換えにする金銭の払込みをする債務と会社に対する債権とを相殺することができる。

イ 2以上の種類の社債を発行する会社は、ある特定の種類の社債に係る社債券を発行するものと定め、それ以外の種類の社債に係る社債券を発行しないものと定めることはできない。

ウ 株式会社が株主名簿管理人を置く場合には、株主名簿管理人は、当該株式会社に代わって、社債原簿の作成及び備置きその他の社債原簿に関する事務を行う。

エ 指名委員会等設置会社がその発行する社債を引き受ける者の募集をしようとする場合において、当該指名委員会等設置会社の取締役会は、その決議によって、募集社債の総額の決定を執行役に委任することができる。

オ 社債券を発行する旨の定めがある社債の譲渡は、その社債を取得した者の氏名又は名称及び住所を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、社債発行会社以外の第三者に対抗することができない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第34問 合併に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5のうち、どれか。

ア 新設合併消滅株式会社は、新設合併契約の承認を受ける株主総会の決議に先立って、新設合併消滅株式会社の株主に対して新設合併をする旨並びに他の新設合併消滅会社及び設立会社の商号及び住所の通知をすることができる。

イ 吸収合併前から吸収合併存続会社の取締役であった者の任期は、吸収合併契約に別段の定めがない限り、当該吸収合併の効力発生日後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時に満了となる。

ウ 新設合併設立株式会社は、その成立の日から6か月間、新設合併契約に関する書類等をその本店に備え置かなければならないが、新設合併設立持分会社は、その成立の日から6か月間、新設合併契約に関する書類等をその本店に備え置くことを要しない。

エ 吸収合併を無効とする判決が確定したときは、当該吸収合併に際して対価として発行された株式は、将来に向かってその効力を失う。

オ 吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記をする前であっても、当該吸収合併について悪意の第三者に対抗することができる。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第35問 商人（小商人、会社及び外国会社を除く。）の商業使用人に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 支配人の代理権は、商人が破産手続開始の決定を受けたことによって消滅するが、支配人が破産手続開始の決定を受けたことによっては消滅しない。

イ 支配人は、商人に代わって、その営業に関する一切の裁判上及び裁判外の行為をすることができる。

ウ 物品の販売を目的とする店舗の使用人は、相手方が悪意である場合を除き、当該店舗にある物品の販売をする権限を有するものとみなされる。

エ 支配人は、営業主である商人の許可を受けたときは、他の商人の使用人となることができる。

オ 支配人が営業主である商人の許可を受けずに自己のためにその商人の営業の部類に属しない取引をした場合において、当該取引によって支配人が得た利益の額は、当該商人に生じた損害の額と推定される。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第36問 令和4年12月3日、別紙1の登記がされている不動産（以下「甲土地」という。）について、司法書士法務律子は、後記【事実関係】1から5までの事実を聴取したほか、同日、当該聴取に係る関係当事者全員から後記【事実関係】1から5までの事実に基づいて行うべき甲土地の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務律子は、以上の依頼に係る登記の申請を行った。

令和5年6月25日、上記の登記が完了した甲土地及び別紙5の登記がされている不動産（以下「乙建物」という。）について、司法書士法務律子は、後記【事実関係】6から11までの事実を聴取し、後記【事実関係】12のとおり説明と依頼を行った。翌日、株式会社Y銀行とEは、後記【事実関係】12の司法書士法務律子の説明と依頼に基づく契約を行い、同日、司法書士法務律子は、当該聴取に係る関係当事者全員（株式会社X銀行を除く）から【事実関係】6から11まで及び同日に改めてされた同一の内容の契約に基づいて行うべき甲土地及び乙建物の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務律子は、以上の依頼に係る登記の申請を行った。

以上に基づき、後記の問1から問4までに答えなさい。

【事実関係】

- 1 令和4年9月1日、Aは、死亡した。Aの相続人は、長男B、二男C、三男Dであり、他に相続人はいない。
- 2 令和4年9月27日、Dは死亡した。Dの相続人は、長男E、長女Fであり、他に相続人はいない。
- 3 令和4年10月30日、BとCは、それぞれ、自己の相続分の全部を、E及びFに無償で譲渡した。
- 4 令和4年11月11日、協議に参加すべき当事者全員の間に於いて、亡Aについての遺産分割の協議がされた。この協議において、亡Aを所有権の登記名義人とする甲土地については、Eが単独で取得する旨の合意がされた。
- 5 令和4年12月1日、E及びFは株式会社X銀行を訪れ、同行の担当者、甲土地乙区1番で設定の登記がされている抵当権について、債務者であるDについて相続が開始した旨、当該債務をEのみが単独で承継するようにしたい旨を相談した。そして、同日、株式会社X銀行並びにE及びFは、別紙2のとおり、Fが亡Dの相続により承継した債務について、Eが免責的にこれを引き受ける旨の契約を締結した。

- 6 甲土地を取得したEは、甲土地上に新たに自宅兼店舗を構えるため、令和5年2月10日に甲土地上に建物を建築する契約を施工会社と行い、建物の建築が開始された。
- 7 同日、Eは、株式会社Y銀行を訪れ、甲土地上に建築する建物の建築資金等の融資に関して相談を行った。そして、令和5年2月15日、株式会社Y銀行とEは、株式会社Y銀行がEに対して金1,000万円を貸し付けるとともに、別紙3のとおり、甲土地を目的として抵当権を設定する旨の契約を締結した。
- 8 また、株式会社Y銀行の担当者は、甲土地だけではなく、甲土地上に建築予定の建物についても、令和5年2月15日に貸し付けた債権を担保するための抵当権を設定する旨をEに求め、令和5年4月16日、別紙4のとおり、甲土地に建築予定の建物を目的として抵当権の追加設定の契約が締結された。
- 9 甲土地上の建物（乙建物）が完成し、令和5年5月12日、別紙5のとりの登記がされた。そして、同日、Eは、株式会社Y銀行の担当者の了承を受けて、別紙4の契約証書における不動産の表示欄に、乙建物の表示の記載を追記した。
- 10 令和5年5月20日、Eは、乙建物に居住するため、千葉県柏市北東町1230番地5に住所を移転した。
- 11 令和5年6月18日、住居表示が実施されたことにより、Eの住所が、千葉県柏市北東町二丁目2番2号となった。
- 12 令和5年6月25日、司法書士法務律子は、株式会社Y銀行の担当者及びEから不動産登記に関する相談を受け、別紙3から別紙5までの提示を受けた。司法書士法務律子は、株式会社Y銀行の担当者及びEに対し、以下の（司法書士法務律子の説明）のとりの説明を行い、乙建物について改めて抵当権の設定の契約をするように依頼した。

（司法書士法務律子の説明）

- (1) 別紙4の抵当権の設定の契約ですが、当該別紙の内容に基づいて、乙建物につき抵当権の設定の登記をすることはできません。その理由は、 です。改めて別紙4の内容と同一の内容の契約を締結すれば登記は可能ですので、その手続きをお願いします。
- (2) また、債務者となるEさんについては、別紙3の契約の時点と現在の住所が異なるものとなっていますが、。

〔事実関係に関する補足〕

- 1 司法書士法務律子が令和4年12月3日に行った登記の申請は、同月10日に完了し

ている。

- 2 登記申請に当たって法律上必要な手続は、各申請日までに全てされている。なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各契約までに、それぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ている。また、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ている。
- 3 【事実関係】は全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士法務律子の説明は、問題文中に記載があるものを除き、全て適法である。
- 4 令和5年4月16日の時点で、乙建物は建築中であり、まだ建物の外形を有していない完成前の建物であるものとする。
- 5 司法書士法務律子は、複数の登記を申請する場合には、権利部（甲区）に関する登記を申請し、その後に権利部（乙区）に関する登記を申請する。また、司法書士法務律子は、複数の登記を申請する場合には、申請件数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請するものとする。
- 6 司法書士法務律子が行った登記の申請において、同一の権利部において複数の登記の申請があり、かつ、申請の前後を問わないものがあるときには、甲土地に関する登記から先に申請するものとする。
- 7 本件の関係当事者間には、【事実関係】及び各別紙に記載されている権利義務以外には、実体上の権利義務関係は、存在しない。
- 8 甲土地及び乙建物は、いずれも千葉地方法務局柏支局の管轄に属している。また、司法書士法務律子は、いずれの登記の申請も、管轄登記所に書面を提出する方法により行ったものとする。
- 9 登記を申請する時点において固定資産課税台帳に登録された甲土地の価格は3,456万2,000円、乙建物の価格は1,567万8,000円であり、それぞれ当該価格を所有権に関する登記の課税標準とする。

問1 司法書士法務律子が令和4年12月3日に甲土地について申請した各登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記載される情報及び申請人（以下「申請事項等」という。）、添付情報並びに登録免許税額を、司法書士法務律子が申請した登記の順に従って、第36問答案用紙の第1欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい。

問2 【事実関係】12の(1)の ア において、別紙4に基づいて乙建物につき抵当権

の設定の登記を申請することができない理由を、第36問答案用紙の第2欄の該当部分に記載しなさい。

また、【事実関係】12の(2)の イ には、「債務者として現在の住所で直ちに登記を受けることができます」又は「契約当時の住所で登記を受けた後に、債務者の住所の変更の登記をする必要があります」のいずれかの語句が入るものとして、適切な語句を、同欄の該当部分に記載しなさい。

問3 司法書士法務律子が令和5年6月26日に甲土地及び乙建物について申請した各登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等、添付情報並びに登録免許税額を、司法書士法務律子が申請した登記の順に従って、第36問答案用紙の第3欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい。

問4 司法書士法務律子が問1及び問3以外に申請した登記があるときは、当該登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、申請人の氏名又は名称を、第36問答案用紙の第4欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 第36問答案用紙の第1欄及び第3欄の申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄及び第4欄の「申請人の氏名又は名称」欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 「上記以外の申請事項等」欄には、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される情報のうち登記原因及びその日付を除いた情報並びに申請人を記載する。
 - (2) 申請人について、「権利者」、「義務者」、「申請人」、「所有者」、「(被承継会社)」等の表示も記載する。
 - (3) 申請人について、住所又は本店所在地、代表機関の資格及び氏名並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。
 - (4) 申請人が法令に掲げる者のいずれであるかを申請情報の内容とすべきときは、「民法423条1項」の振り合いで、当該法令を記載する。
- 2 第36問答案用紙の第1欄及び第3欄の添付情報の欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからヌまで)を記載する。

- (2) 後記【添付情報一覧】のアからヌまでに掲げられた情報以外の情報（登記の申請に関する委任状等）は、記載することを要しない。
- (3) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからヌまで）を記載する。
- (4) 後記【添付情報一覧】のタからテまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人となる者の住所を証する情報としては使用しないものとする。
- (5) 後記【添付情報一覧】のト又はナ的一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、ト又はナの括弧書きの「(何某のもの)」に当該情報の作成者の氏名又は名称を「ト（株式会社A銀行）」の要領で記載する。当該情報の作成者が会社法人等であるときは、当該情報に会社法人等番号の記載がされているものとする。
- (6) 後記【添付情報一覧】に掲げられた添付情報のうち、発行日、作成日等の日付が明示されておらず、かつ、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。
- 3 第36問答案用紙の第1欄、第3欄及び第4欄の各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。
- 4 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第1欄、第3欄及び第4欄の登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。
- 5 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、【事実関係】に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。
- 6 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 7 登録免許税が免除され、又は軽減される場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税欄に登録免許税額（非課税である場合は、その旨）とともに記載する。
- なお、登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はないものとする。
- 8 第36問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

【添付情報一覧】

- ア Aの死亡及び法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本
- イ Aの住民票の除票（本籍及び死亡時の住所の記載あり）
- ウ Dの死亡及び法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本
- エ Dの住民票の除票（本籍及び死亡時の住所の記載あり）
- オ 【事実関係】3に基づくB及びCが相続分を譲渡したことを証する情報（B及びCの印鑑に関する証明書付）
- カ 【事実関係】4に基づく遺産分割の協議書（協議者の印鑑に関する証明書付）
- キ 債務引受契約証書（別紙2）
- ク 登記原因証明情報（【事実関係】7に基づき関係当事者が作成し記名押印したもの）
- ケ 登記原因証明情報（【事実関係】12に基づき関係当事者が作成し記名押印したもの）
- コ 令和5年6月20日発行のEの住民票の写し及び住居表示の実施に関する証明書
- サ 昭和50年9月1日千葉地方法務局柏支局受付第9090号の登記済証
- シ 平成29年4月1日千葉地方法務局柏支局受付第4000号の登記識別情報
- ス 令和4年12月3日付け申請により通知される登記識別情報
- セ 令和5年6月26日付け申請により通知される登記識別情報
- ソ 登記権利者、相続人又は所有者の住民票の写し（コを除く）
- タ Bの印鑑に関する証明書
- チ Cの印鑑に関する証明書
- ツ Eの印鑑に関する証明書
- テ Fの印鑑に関する証明書
- ト 登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を証する情報（何某のもの）
- ナ 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報（何某のもの）
- ニ 株式会社X銀行の会社法人等番号
- ヌ 株式会社Y銀行の会社法人等番号

別紙1 甲土地の登記事項証明書（抜粋）

表 題 部（土地の表示）		調製	【略】	不動産番号	【略】
地図番号		余白	筆界特定	余白	
所 在	柏市北東町			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1230番5	宅地	320	34	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月10日	

権 利 部（甲 区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和50年9月1日 第9090号	原因 昭和50年5月1日相続 所有者 東京都中野区南町六丁目7番8号 A
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年9月10日

権 利 部（乙 区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成29年4月1日 第4000号	原因 平成29年4月1日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金2,500万円 利息 年3%（年365日日割計算） 損害金 年14%（年365日日割計算） 債務者 東京都中野区南町六丁目7番8号 D 抵当権者 東京都千代田区東新宿一丁目2番 3号 株式会社X銀行

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和4年12月1日

千葉地方法務局柏支局

登記官

○ ○ ○ ○

印

別紙2 債務引受契約証書

債務引受契約証書

後記債権者（以下「甲」という。）、後記引受人兼抵当権設定者（以下「乙」という。）及び債務者（以下「丙」という。）は、以下のとおり債務引受契約を締結する。

第1条 被相続人Dは、平成29年4月1日付金銭消費貸借契約（以下「原契約」という。）により、甲から金2,500万円を借り受けていたが、令和4年9月27日に死亡した。

その相続人たる乙及び丙は、Dが甲に対して負担していた債務を承継し、別紙【省略】記載のとおり負担していることを確認する。

第2条 乙は、丙が甲に対して負担する第1条記載の債務の全部を丙に代わって免責的に引き受ける。

丙は、乙の債務引受により、以後その責めを免れ、上記債務関係から離脱する。

第3条 乙は、甲に対し、原契約の条項に従って、本件債務を履行する。

第4条 甲は、丙が負担している第1条の債務を担保するために下記物件に設定されている抵当権（千葉地方法務局柏支局平成29年4月1日受付第4000号登記済）について、乙が丙に代わって免責的に引き受ける債務の担保として移転させる旨の意思を乙に対して表示する。

第5条 乙は、第2条による抵当権変更の登記手続を遅滞なく行い、その登記事項の証明書を甲に提出する。

本契約の成立を証するため、本契約証書を作成する。

令和4年12月1日

住 所	東京都千代田区東新宿一丁目2番3号
債権者（甲）	株式会社X銀行 代表取締役【省略】 ㊞
住 所	東京都中野区南町六丁目7番8号
引受人兼設定者（乙）	E ㊞
住 所	東京都杉並区弥生町五丁目5番5号
債務者（丙）	F ㊞

物件の表示

当欄には、甲土地が記載されているものとする。

別紙3 抵当権設定契約証書

抵当権設定契約証書

令和5年2月15日

千葉県中央区中央三丁目3番3号

株式会社Y銀行 御中

(取扱店 柏支店)

住 所 東京都中野区南町六丁目7番8号

抵当権設定者

兼 債 務 者

E

印

第1条 (抵当権の設定)

抵当権設定者は、令和5年2月15日付け金銭消費貸借契約に基づく下記内容の債権を担保するため、その所有する後記不動産の上に、次の要領によって抵当権を設定いたしました。

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 債権額 | 金1,000万円 |
| 2 | 利 息 | 年3% (年365日日割計算) |
| 3 | 損害金 | 年12.5% (年365日日割計算) |
| 4 | 債務者 | 東京都中野区南町六丁目7番8号 E |

【第2条以下は省略】

不動産の表示

当欄には、甲土地が記載されているものとする。

別紙4 抵当権追加設定契約証書

抵当権追加設定契約証書

令和5年4月16日

千葉市中央区中央三丁目3番3号

株式会社Y銀行 御中

(取扱店 柏支店)

住 所 東京都中野区南町六丁目7番8号

抵当権設定者

兼 債 務 者 E ⑩

第1条 抵当権設定者は、令和5年2月15日付け金銭消費貸借により債務者が貴行から借り受けた金1,000万円の債務の担保として、同日付け抵当権設定契約に基づき後記不動産(1)の上に設定された抵当権の追加担保として、後記不動産(2)の上に、次のとおり抵当権を設定します。

- | | |
|-------|--------------------|
| 1 債権額 | 金1,000万円 |
| 2 利 息 | 年3% (年365日日割計算) |
| 3 損害金 | 年12.5% (年365日日割計算) |
| 4 債務者 | 東京都中野区南町六丁目7番8号 E |

【第2条以下は省略】

不動産の表示

- (1) 当欄には、甲土地が記載されているものとする。
- (2) 当欄には、令和5年5月12日にEが乙建物の表示を追加記載している。

別紙5 乙建物の登記事項証明書（抜粋）

表題部（主である建物の表示）	調製	余白	不動産番号	【略】
所在図番号	余白			
所 在	柏市北東町 1230番地 5	余白		
家屋番号	1230番 5	余白		
① 種 類	② 構 造	③ 床面積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
店舗・居宅	鉄筋コンクリート造	1 階	222 32	令和5年5月10日新築
	陸屋根2階建	2 階	180 00	〔令和5年5月12日〕
所 有 者	東京都中野区南町六丁目7番8号 E			

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に記録されている事項はない。

令和5年6月1日

千葉地方法務局柏支局

登記官

○ ○ ○ ○ 印

第37問 司法書士は、令和5年5月2日に事務所を訪れた株式会社柳葉魚商店の代表者から、別紙1から別紙4までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙7のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士は、株式会社柳葉魚商店の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士は、令和5年6月2日に事務所を訪れた株式会社柳葉魚商店の代表者から、別紙5及び別紙6の書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙8のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士は、株式会社柳葉魚商店の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年5月2日及び同年6月2日に登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1及び問2に答えなさい。

問1 令和5年5月2日に司法書士が申請した登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額及びその内訳並びに添付書類の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

問2 令和5年6月2日に司法書士が申請した登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額及びその内訳並びに添付書類の名称及び通数を第37問答案用紙の第2欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書類については、全て適式に調えられており、所要の記名押印がされているものとする。登記所に印鑑を提出することができる者は全て印鑑を提出しており、登記所に印鑑を提出している者は、登記申請書の添付書類には常に登記所に提出した印鑑を用いて押印している。
- 2 登記申請書の添付書類については、他の書類を援用することができる場合には、これを援用しなければならない。
- 3 登記申請書の添付書類のうち、就任承諾を証する書類を記載する場合には、資格を特定して記載すること（氏名の記載は要しない。）。
- 4 登記申請書の添付書類のうち、株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証す

- る書面（株主リスト）を記載する場合において、各議案を通じて株主リストに記載する各株主についての内容が変わらないときは、その通数は開催された株主総会ごとに1通を添付するものとする。
- 5 被選任者又は被選定者の就任承諾は、その選任又は選定の日に適法に得られ、これを証する就任承諾書が提出されているものとする。
- 6 東京都中央区を管轄する登記所は、東京法務局である。
- 7 同一の本店の所在場所における同一の商号については、考慮することを要しない。
- 8 租税特別措置法等の特例法による登録免許税の減免規定の適用はないものとする。
- 9 アルファベットで表示されている者は、いずれも自然人であって、同じ記号の者が各々同一人物であるものとする。
- 10 第37問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

別紙 1

【令和5年5月1日現在の株式会社柳葉魚商店に係る登記記録の抜粋】

会社法人等番号	0100-01-123456
商 号	株式会社柳葉魚商店
本 店	東京都中央区京橋一丁目1番1号
公告をする方法	官報に掲載する
会社成立の年月日	令和3年6月1日
目 的	1 食料品の販売 2 玩具の輸入・輸出 3 前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
資本金の額	金3000万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の発行する株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 A
	取締役 B
	取締役 C
	東京都中央区銀座一丁目1番1号 代表取締役 A

	監査役 D
支配人に関する事項	東京都港区高輪二丁目2番2号 E 営業所 東京都中央区京橋一丁目1番1号
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
登記記録に関する事項	設立 令和3年6月1日登記

別紙2

【令和5年4月20日時点の株式会社柳葉魚商店の定款】

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社柳葉魚商店と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 食料品の販売
- 2 玩具の輸入・輸出
- 3 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、監査役を置く。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の発行する株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(株式取扱規程)

第7条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第8条 定時株主総会は毎年5月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第9条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、代表取締役が招集し、その議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(議決権の代理行使)

第11条 株主は、当会社の議決権を有する出席株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、株主又は代理人は、株主総会ごとにあらかじめ代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役

(選任)

第12条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の員数)

第13条 当会社は、取締役3名以上を置く。

(報酬等)

第14条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(選任)

第15条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(報酬等)

第16条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第17条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第18条 剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、臨時に基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第19条 配当財産が金銭である場合において、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

別紙3

【令和5年4月21日開催の臨時株主総会における議事の概要】

第1号議案 定款一部変更の件

次のとおり定款の一部を変更することについて、出席株主全員の賛成をもって承認可決された。

現行	変更案
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、監査役を置く。	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。
(株式の譲渡制限) 第6条 当社の発行する株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。	第6条 (削除)

第2号議案 取締役3名選任の件

F（住所：東京都杉並区永福一丁目1番1号）、G（住所：東京都杉並区高円寺北二丁目2番2号）及びH（住所：東京都杉並区高井戸西三丁目3番3号）を取締役に選任することについて、出席株主全員の賛成をもって承認可決された。

第3号議案 監査役1名選任の件

I（住所：東京都杉並区和泉一丁目1番1号）を監査役に選任することについて、出席株主全員の賛成をもって承認可決された。

別紙4

【令和5年4月21日開催の取締役会における議事の概要】

議案 代表取締役の選定の件

F（住所：東京都杉並区永福一丁目1番1号）を代表取締役に選定することについて、出席取締役の全員一致をもって承認可決された。

別紙5

【令和5年5月22日開催の定時株主総会における議事の概要】

〔報告事項〕

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の事業報告の内容について、詳細な報告があった。

〔決議事項〕

第1号議案 計算書類の承認の件

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の計算書類について、満場一致をもって承認可決された。

第2号議案 定款一部変更の件

次のとおり定款の一部を変更することについて、出席株主全員の賛成をもって承認可決された。

現行	変更案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 食料品の販売 2 玩具の輸入・輸出 3 前各号に附帯する一切の事業	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 食料品の販売 2 玩具の輸入・輸出 3 衣類の製造・販売 4 前各号に附帯する一切の事業

第3号議案 取締役3名選任の件

J（住所：東京都練馬区栄町一丁目1番1号）、K（住所：東京都練馬区錦一丁目1番1号）及びL（住所：東京都練馬区谷原一丁目1番1号）を取締役に選任することについて、出席株主全員の賛成をもって承認可決された。

別紙 6

【令和5年5月22日開催の取締役会における議事の概要】

第1号議案 本店の移転の件

令和5年6月1日付けで本店を東京都中央区晴海二丁目2番2号に移転することについて、出席取締役の全員一致をもって承認可決された。

第2号議案 代表取締役の選定の件

J（住所：東京都練馬区栄町一丁目1番1号）を代表取締役に選定することについて、出席取締役の全員一致をもって承認可決された。

第3号議案 支配人の解任の件

支配人Eを解任することについて、出席取締役の全員一致をもって承認可決された。

別紙 7

【司法書士の聴取記録（令和 5 年 5 月 2 日）】

- 1 別紙 1 は、令和 5 年 5 月 1 日現在における株式会社柳葉魚商店の登記記録を抜粋したものである。
- 2 別紙 2 は、令和 5 年 4 月 20 日時点の株式会社柳葉魚商店の定款を抜粋したものである。
- 3 令和 5 年 4 月 19 日、C は死亡した。
- 4 令和 5 年 4 月 21 日、株式会社柳葉魚商店は、議決権を有する株主全員が出席して臨時株主総会を適法に開催した。その議事の概要は別紙 3 のとおりである。
- 5 令和 5 年 4 月 21 日に開催された臨時株主総会の終結後に開催された取締役会には、取締役及び監査役の全員が出席した。その議事の概要は別紙 4 のとおりである。

別紙 8

【司法書士の聴取記録（令和 5 年 6 月 2 日）】

- 1 令和 5 年 5 月 22 日、株式会社柳葉魚商店は、議決権を有する株主全員が出席して定時株主総会を適法に開催した。その議事の概要は別紙 5 のとおりである。
- 2 令和 5 年 5 月 22 日に開催された定時株主総会の終結後に開催された取締役会には、取締役及び監査役の全員が出席した。その議事の概要は別紙 6 のとおりである。
- 3 本店は予定どおり現実に移転している。